



# 住宅及び類似設備用漏電遮断器－ 過電流保護装置なし (RCCBs)

JIS C 8221 : 2020

(JEMA/JSA)

令和 2 年 3 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稻月 勝巳	電気事業連合会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	IEC/ACTAD 議長(東芝エネルギー・システムズ株式会社)
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	藤原 昇	一般社団法人電気学会
	渡邊 信公	一般社団法人電気設備学会
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：令和 2.3.23

官報掲載日：令和 2.3.23

原案作成者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本産業標準調査会 標準第二部会（部会長 大崎 博之）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長 大崎 博之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	3
<b>3 用語及び定義</b>	4
<b>3.1 充電部から大地に流れる電流に関する用語</b>	5
<b>3.2 漏電遮断器の付勢に関する用語</b>	5
<b>3.3 漏電遮断器の動作及び機能に関する用語</b>	5
<b>3.4 付勢量の値及び範囲に関する用語</b>	8
<b>3.5 影響を与える量の値及び範囲に関する用語</b>	10
<b>3.6 端子に関する用語</b>	11
<b>3.7 操作条件に関する用語</b>	12
<b>3.8 試験に関する用語</b>	13
<b>3.9 絶縁協調に関する用語</b>	13
<b>4 分類</b>	15
<b>4.1 動作方式による分類</b>	15
<b>4.2 施工方式による分類</b>	15
<b>4.3 極及び電路の数による分類</b>	15
<b>4.4 感度電流可調整による分類</b>	15
<b>4.5 サージ電圧に対する不要動作耐量による分類</b>	15
<b>4.6 直流成分が存在する場合の動作による分類</b>	15
<b>4.7 (漏電電流での) 時延動作による分類</b>	16
<b>4.8 外部の影響に対する保護による分類</b>	16
<b>4.9 取付方法による分類</b>	16
<b>4.10 接続方式による分類</b>	16
<b>4.11 端子の種類による分類</b>	16
<b>4.11A 感度電流の大きさによる分類</b>	17
<b>4.11B 電気設備規定による分類</b>	17
<b>5 漏電遮断器の特性</b>	17
<b>5.1 特性項目</b>	17
<b>5.2 定格値及びその他の特性</b>	17
<b>5.3 標準値及び推奨値</b>	19
<b>5.4 短絡保護装置 (SCPD) との協調</b>	22
<b>6 表示及び他の製品情報</b>	23
<b>7 標準使用条件及び取付条件</b>	25
<b>7.1 標準使用条件</b>	25

	ページ
7.2 取付条件 .....	25
7.3 汚損度 .....	25
8 構造及び動作に対する要求事項 .....	25
9 試験 .....	25
附属書 1 (規定) JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 .....	50
附属書 2 (規定) 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 .....	92
附属書 A (規定) 適否評価に関する試験シーケンス及び供試品数 .....	127
附属書 B (規定) 沿面距離及び空間距離の決定 .....	132
附属書 C (規定) 短絡試験時のイオン化ガス排出の検出のための取決め .....	137
附属書 D (規定) 受渡試験 .....	140
附属書 E (空白) .....	141
附属書 IA (参考) 短絡回路の力率の決定方法 .....	142
附属書 IB (参考) 記号の説明 .....	143
附属書 IC (参考) 端子の例 .....	144
附属書 ID (参考) ISO と AWG 銅電線との対比 .....	147
附属書 IE (参考) 漏電遮断器のためのフォローアップ試験要領 .....	148
附属書 IF (参考) 短絡試験のための SCPD .....	151
附属書 J (規定) 外部銅導体接続用ねじなし端子の漏電遮断器の個別要求事項 .....	152
附属書 K (規定) 平形接続子方式の漏電遮断器の個別要求事項 .....	158
附属書 L (規定) 外部接続前未処理アルミニウム電線用ねじ式端子付, 及び 銅又はアルミニウム導体用アルミニウムねじ式端子付漏電遮断器の個別要求事項 .....	164
附属書 JA (規定) 単相 3 線式中性線欠相保護付漏電遮断器 .....	165
附属書 JB (規定) 定格インパルス耐電圧を表示しない装置の絶縁距離 .....	170
附属書 JC (参考) 互換性形漏電遮断器 .....	178
参考文献 .....	179
附属書 JD (参考) JIS と対応国際規格との対比表 .....	180
解 説 .....	186

## まえがき

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8221:2004**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

# 住宅及び類似設備用漏電遮断器— 過電流保護装置なし (RCCBs)

Residual current operated circuit-breakers without integral overcurrent protection for household and similar uses (RCCBs)

## 序文

この規格は、2010年に第3版として発行された IEC 61008-1, Amendment 1 (2012) 及び Amendment 2 (2013) を基とし、我が国の配電電圧及び製品仕様を反映するために、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JD に示す。また、附属書 JA～附属書 JC は対応国際規格にはない事項である。

## 1 適用範囲

この規格は、電源電圧依存形のもの及び電源電圧非依存形のものを含めて、定格電圧が交流 440 V 以下 (線間) 又は交流 300 V 以下 (対地間)、定格電流が 150 A 以下で定格周波数が 50 Hz, 60 Hz 又は 50/60 Hz の住宅及び類似設備用の過電流保護装置なし漏電遮断器（以下、漏電遮断器という。）について規定する。

この規格では、電気設備規定の要求事項の差異によって、異なる性能の二つの漏電遮断器を、次の附属書に分けて規定する。

附属書 1：JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形漏電遮断器

附属書 2：在来電気設備規定対応形漏電遮断器

なお、附属書 1による漏電遮断器は、在来電気設備規定の回路には用いない。また、附属書 2による漏電遮断器は、JIS C 60364（規格群）による回路には用いない。

注記 0A 在来電気設備規定とは、電気事業法に基づく電気設備の技術基準の解釈の第 218 条及び第 219 条を除く規定をいう。

漏電遮断器は、適切な接地極に接続された電気設備の露出導電部への間接接触に対する人体の保護を目的とする。漏電遮断器は、過電流保護装置が動作しない恒久的な地絡電流に起因する火災に対する保護の目的に用いてもよい。

30 mA 以下の定格感度電流をもつ漏電遮断器は、感電に対する保護手段が失われた場合の付加的な保護手段としても用いられる。

この規格は、漏電電流の検出、漏電電流値と感度電流値との比較、及び設定値を超えた漏電電流が流れた場合の回路保護のための開路動作を同時に行う装置について規定する。

注記 1 漏電遮断器に対する要求事項は、IEC 60755 の一般要求事項と整合している。この規格における漏電遮断器は、専門知識のない人によって操作され、保守を要求しない設計を本質的に